

# 日本政策金融公庫の融資制度

**POINT**  
 融資先の約9割が従業員9人以下の小規模事業者。  
 無担保・無保証人の融資制度の利用が8割を超える。

日本政策金融公庫の無担保・無保証人の融資制度とは、どのような融資制度ですか？

## 日本政策金融公庫とは

日本政策金融公庫は、100%政府出資の政策金融機関です。国民生活事業、農林水産事業及び中小企業事業の3つの事業があり、それぞれ小規模事業者、中小企業者及び農林水産事業者の支援等を行っています。

国民生活事業は、小規模事業者への融資が主な業務です。東日本大震災等からの復興支援や社会的・経済的な環境の変化により、資金繰りに影響を受けた小規模事業者の支援をするためにセーフティネット機能の役割を果たしています。

融資先の約9割が従業員9人以下の小規模事業者で、無担保融資が8割を超えています。無担保・無保証人の融資制度も数多く取り揃えています。

## マル経融資

無担保・無保証人の融資制度として1

つ目にマル経融資(小規模事業者経営改善資金)を紹介します。

融資額の上限は2000万円、商工会議所等の経営指導を受けているなど、一定の要件を満たし、従業員が20人以下(商業・サービス業の場合(宿泊業・娯楽業は除く)は5人以下)の方で、商工会議所等の長の推薦を受けた方が対象となります。多くの会員様方にご利用いただいている制度です。

## 中小企業経営力強化資金

次に、中小企業経営力強化資金をご紹介します。この制度は、新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けている方が対象となります。

認定経営革新等支援機関とは、中小企業新事業活動促進法に基づく認定支援機関(商工会議所、税理士、公認会計士、中小企業診断士等)をいいます。

融資額が2000万円までは、無担保・無保証人でのご利用が可能となっています。いわゆる経営の多角化のみでなく、創業期の資金調達を検討されている方にも、ご利用いただける汎用性の高い制度です。

## 新創業融資制度

この制度は、創業支援のための各種融資制度を無担保・無保証人で利用する場合の取扱となります。

事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない方は、「創業時において原則創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること」等の一定の要件に該当する必要があります。詳しくは支店窓口までお問い合わせください。

その他、生活衛生改善貸付、資本金ローン(挑戦支援資本強化特例制度)、経営者保証免除特例制度など充実した無担保・無保証人の融資制度を取り揃えております。是非お気軽に公庫の窓口にご相談ください。

## 回答



日本政策金融公庫静岡支店  
 国民生活事業  
 佐藤友樹 さん

お申込み時の必要書類	
個人営業の方	法人営業の方
<ul style="list-style-type: none"> <li>申告決算書 最近2期分(申告されている場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴事項全部証明書または登記簿謄本</li> <li>最近2期分の確定申告書・決算書</li> <li>最近の試算表(決算後6カ月以上経過している場合)</li> </ul>
見積書(設備資金をお申込の場合)	
企業概要書(はじめてご利用される方)	
創業計画書(新たに事業を始める方または事業を開始して間もない方)	

静岡商工会議所では毎月、日本政策金融公庫による融資相談会を開催しています。ご希望の方は、中小企業相談所静岡支所 電話054・253・5113 清水支所 電話054・353・3401 までご連絡ください。